

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）新旧対照表（案）

新	旧	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱 1から2 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1)から(5) 略 (6) 中部経済産業局 ア 災害情報の収集及び伝達 イ 電力及びガスの安定的な供給の確保 ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置 <u>オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣</u></p> <p>(7)から(13) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u> アからウ 略 (2) 略 (3) 中部電力株式会社、<u>中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社</u> (4)～(10) 略 (11) 東邦ガス株式会社、<u>東邦ガスネットワーク株式会社</u> アからウ 略 (12) 略</p> <p>6から7 略</p> <p>第4項 略</p> <p>第2章 災害予防 第1節 総則 第1項 防災協働社会の形成推進 1 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱 1から2 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1)から(5) 略 (6) 中部経済産業局 ア 災害情報の収集及び伝達 イ 電力及びガスの安定的な供給の確保 ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置 <u>(新規)</u></p> <p>(7)から(13) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>_____</u> アからウ 略 (2) 略 (3) 中部電力株式会社、<u>_____</u> <u>_____</u> 関西電力株式会社、<u>_____</u> 北陸電力株式会社、<u>_____</u> <u>_____</u> 電源開発株式会社、<u>_____</u> (4)～(10) 略 (11) 東邦ガス株式会社 <u>_____</u> アからウ 略 (12) 略</p> <p>6から7 略</p> <p>第4項 略</p> <p>第2章 災害予防 第1節 総則 第1項 防災協働社会の形成推進 1 略</p>	<p></p> <p>業務の追加に伴う修正</p> <p>指定公共機関の追加に伴う修正</p> <p>指定公共機関の追加に伴う修正</p> <p>指定公共機関の追加に伴う修正</p>

2 推進体制

(1)から(3) 略

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。

加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5)から(8) 略

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1から6 略

7 災害対策本部施設・整備

県、市町村等は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図るものとする。また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

8 略

9 防災拠点施設の整備

(1)～(3) 略

2 推進体制

(1)から(3) 略

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。

(新規)

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5)から(8) 略

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1から6 略

7 災害対策本部施設・整備

県、市町村等は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図るものとする。また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

8 略

9 防災拠点施設の整備

(1)～(3) 略

防災基本計画の修正に伴う修正

防災基本計画の修正に伴う修正

<p>(4) その他、防災に資する公共施設の整備 県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。 <u>また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>10 及び 11 略</p> <p>第3項 略 第2節 防災思想・防災知識の普及 1 略 2 実施責任者 県（<u>各部署、教育委員会</u>） 市町村（教育委員会） 防災関係機関 3 実施内容 (1) 略 (2) 児童生徒等に対する普及 県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実<u>及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進</u>に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。 学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。 (3)から(6) 略</p> <p>第3節 防災訓練 1 略 2 実施責任者 県（<u>各部署、教育委員会</u>） 県警察（<u>県公安委員会</u>） 市町村 防災関係機関 防災上重要な施設の管理者 水防管理団体 3 実施内容 3 実施内容 (1)から(9) 略 (10) 訓練の検証</p>	<p>(4) その他、防災に資する公共施設の整備 県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>10 及び 11 略</p> <p>第3項 略 第2節 防災思想・防災知識の普及 1 略 2 実施責任者 県（<u>教育委員会</u>） 市町村（教育委員会） 防災関係機関 3 実施内容 (1) 略 (2) 児童生徒等に対する普及 県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実<u>に努めるものとする。</u>また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。 学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。 (3)から(6) 略</p> <p>第3節 防災訓練 1 略 2 実施責任者 県<u> </u> 県警察（公安委員会） 市町村 防災関係機関 防災上重要な施設の管理者 水防管理団体 3 実施内容 3 実施内容 (1)から(9) 略 (10) 訓練の検証</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	--	---

<p>県、市町村等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「<u>顔の見える関係</u>」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、農政部、県土整備部）</u> 県警察 市町村 防災関係機関 事業者 土地改良区 地域住民</p> <p>3 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）</u> 市町村 社会福祉協議会</p> <p>3 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>1 方針 大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。 また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。 <u>（削除）</u></p> <p>2 実施責任者 <u>県（総務部、危機管理部）</u> 県警察 市町村</p>	<p>県、市町村等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 県警察 市町村 防災関係機関 事業者 土地改良区 地域住民</p> <p>3 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 社会福祉協議会</p> <p>3 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>1 方針 大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。 また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。 <u>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 県警察 市町村</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>2章災害予防から3章応急対策への記載に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	--	---

<p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援体制の整備 県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 県域を越えた広域相互応援 アからウ 略 エ 全国の被災市町村への応援 <u>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(3)から(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(危機管理部、商工労働部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 緊急輸送道路の管理者</p> <p>3 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(危機管理部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者</p> <p>3 実施内容 (1) から (7) 略</p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援体制の整備 県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。</p> <p><u>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県域を越えた広域相互応援 アからウ 略 エ 全国の被災市町村への応援</p> <hr/> <p><u>県は、国等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</u></p> <p>(3)から(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 県警察 市町村 緊急輸送道路の管理者</p> <p>3 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者</p> <p>3 実施内容 (1) から (7) 略</p>	<p>重複記載に伴う修正</p> <p>3章応急対策から2章災害予防への記載に伴う修正</p> <p>重複記載に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	---	--

<p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化 ア 略 イ 災害現場からの情報収集 県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、<u>無人航空機（ドローン）</u>等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。 ウ 略</p> <p>第9節 火災予防対策 1 略 2 実施責任者 県 (<u>危機管理部</u>) 市町村 3 略</p> <p>第10節 水害予防対策 1 略 2 実施責任者 <u>県（危機管理部、環境生活部、県土整備部、都市建築部、教育委員会）</u> <u>市町村</u> 製材業者 道路管理者 防災関係機関 施設等管理者 河川管理者 3 実施内容 (1)及び(5) 略 (6) 体制整備 水災については、<u>気候変動による影響を踏まえ</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「<u>流域治水協議会</u>」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し</u>、「<u>流域治水</u>」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。 (7) 略</p> <p>第11節 雪害予防対策 1 略 2 実施責任者 県 (<u>危機管理部、環境生活部、県土整備部、都市建築部、教育委員会</u>) 市町村 鉄道施設管理者 通信施設管理者</p>	<p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化 ア 略 イ 災害現場からの情報収集 県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、<u>小型無人機（ドローン）</u>等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。 ウ 略</p> <p>第9節 火災予防対策 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 3 略</p> <p>第10節 水害予防対策 1 略 2 実施責任者 _____ _____ 製材業者 道路管理者 防災関係機関 施設等管理者 河川管理者 3 実施内容 (1)及び(5) 略 (6) 体制整備 水災については、<u>複合的な災害にも多層的に備え</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、_____等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の<u>多様な</u> _____関係者で、_____密接な連携体制を構築するものとする。 (7) 略</p> <p>第11節 雪害予防対策 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 鉄道施設管理者 通信施設管理者</p>	<p>名称の統一に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	--	--

<p>3 実施内容</p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6) 除雪体制の整備</p> <p>豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、県及び市町村は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市町村は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図ることとする。</p> <p><u>加えて、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</u></p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6) 除雪体制の整備</p> <p>豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、県及び市町村は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市町村は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図ることとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>(7)から(12) 略</p> <p>第12節 火山災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p><u>気象庁</u></p> <p>岐阜地方気象台</p> <p>県 <u>(危機管理部、県土整備部)</u></p> <p>市町村</p> <p>防災関係機関</p> <p>火山防災協議会</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) 災害危険予想区域の把握</p> <p>市町村は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を市町村<u>地域防災</u>計画に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、<u>噴石、火砕流、融雪型火山泥流、火山灰、溶岩流、泥(土石)流、火山ガス、空振、地震</u>及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定するものとする。</p> <p>(5)から(6) 略</p> <p>(7) 避難及び救助に関する市町村の区域を超えた広域的な調整</p>	<p>(7)から(12) 略</p> <p>第12節 火山災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p><u>気象庁</u></p> <p>岐阜地方気象台</p> <p>県 _____</p> <p>市町村</p> <p>防災関係機関</p> <p>火山防災協議会</p> <p>3 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) 災害危険予想区域の把握</p> <p>市町村は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を市町村 _____ 計画に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、<u>噴火、降灰(れき)、溶岩、有毒ガス、泥(土石)流、火砕流</u> _____ 及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定するものとする。</p> <p>(5)から(6) 略</p> <p>(7) 避難及び救助に関する市町村の区域を超えた広域的な調整</p>	<p>第3章第14節との整合性に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>火山現象の整理に伴う修正</p>

<p>県、市町村及び防災関係機関は、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法や救助部隊の活動基準の策定とその運用など、市町村域を超えた広域にわたる連携が必要となる事項をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>(8)から(16) 略</p> <p>第13節 湯水等予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建設部）</u> 市町村 施設の設置者</p> <p>3 略</p> <p>第14節 観光施設等予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（商工労働部）</u> 市町村 観光施設の経営者、管理者</p> <p>3 実施内容 (1) 責任体制の整備 観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備えるものとする。<u>なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。</u></p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>第15節 孤立地域防止対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部）</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第16節 避難対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）</u> 県警察 市町村 防災上重要な施設の管理者</p> <p>3 実施内容</p>	<p>県、市町村及び防災関係機関は、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法や救助部隊の活動基準の策定とその運用など、市町村域を超えた広域にわたる連携が必要となる事項をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>(8)から(16) 略</p> <p>第13節 湯水等予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 施設の設置者</p> <p>3 略</p> <p>第14節 観光施設等予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>市町村</u> 観光施設の経営者、管理者</p> <p>3 実施内容 (1) 責任体制の整備 観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備えるものとする。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>第15節 孤立地域防止対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第16節 避難対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 県警察 市町村 防災上重要な施設の管理者</p> <p>3 実施内容</p>	<p>誤字の修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>3章応急対策から2章災害予防への記載に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	--	---

<p>(1) 避難計画の策定 略 また、<u>県及び市町村</u>は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 行政区域を越えた広域避難の調整 県<u>及び市町村</u>は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、<u>平時から広域避難等の実施に係る検討をする</u>とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、<u>また、住民へ周知するよう努めるものとする。</u></p> <p>県<u>及び市町村</u>は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p><u>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難場所・避難所 略</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。<u>加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <hr/> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし</u>、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>略</p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p>	<p>(1) 避難計画の策定 略 また、<u>市町村</u>は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 行政区域を越えた広域避難の調整 県、<u>市町村</u>は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、<u>他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう</u>努めるものとする。</p> <p>県、<u>市町村</u>は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難場所・避難所 略</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <hr/> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者<u>等</u>の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め</p> <hr/> <p><u>るものとし、県</u>は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>略</p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p>	<p>実施主体の追加に伴う修正</p> <p>(2) 及び (14) との記載事項の整理に伴う修正</p> <p>(2) 及び (14) との記載事項の整理に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>3章応急対策と2章災害予防との重複記載に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
--	---	---

<p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(4)から(6) 略</p> <p>(7) 避難情報の助言にかかると連絡体制</p> <p>市町村は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(8)から(13) 略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家 _____ 等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(4)から(6) 略</p> <p>(7) 避難情報の助言にかかると連絡体制</p> <p>市町村は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難情報解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。</u></p> <p>(8)から(13) 略</p> <p>(14) 広域避難</p> <p><u>国、県及び市町村は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>ア 市町村の役割</u></p> <p><u>市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することに ついても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 県の役割</u></p> <p><u>県は、市町村から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>2章災害予防から3章応急対策への記載に伴う修正</p> <p>(2)及び(14)との記載事項の整理に伴う修正</p> <p>災害応急対策との記</p>
---	---	---

<p>(14) 感染症の自宅療養者等の避難 略</p> <p>第17節 必需物資の確保対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部) 市町村 住民 事業者</p> <p>3 略</p> <p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部) 市町村 社会福祉協議会 施設等管理者 防災関係機関 住民</p> <p>3 略</p> <p>第19節 応急住宅対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県(都市建築部、教育委員会) 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第20節 医療救護体制の整備</p> <p>1 略</p>	<p>県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p>ウ 国の役割</p> <p><u>国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p> <p>(15) 感染症の自宅療養者等の避難 略</p> <p>第17節 必需物資の確保対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 市町村 住民 事業者</p> <p>3 略</p> <p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 市町村 社会福祉協議会 施設等管理者 防災関係機関 住民</p> <p>3 略</p> <p>第19節 応急住宅対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第20節 医療救護体制の整備</p> <p>1 略</p>	<p>載することに伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
---	--	--

<p>2 実施責任者 <u>県（健康福祉部）</u> 市町村 医療機関 日本赤十字社岐阜県支部 岐阜県赤十字血液センター</p> <p>3 略</p> <p>第2 1 節 防疫対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（環境生活部、健康福祉部）</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第2 2 節 河川防災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部地方整備局 <u>県（県土整備部）</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第2 3 節 砂防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（商工労働部、県土整備部、都市建築部）</u> 市町村 岐阜地方气象台 中部地方整備局 北陸地方整備局 施設等管理者</p> <p>3 略</p> <p>第2 4 節 農地防災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（農政部）</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第2 5 節 治山対策</p> <p>1 方針 県内の林地の崩壊に伴う災害の復旧又は予防のため、治山事業実施方針に基づい</p>	<p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 医療機関 日本赤十字社岐阜県支部 岐阜県赤十字血液センター</p> <p>3 略</p> <p>第2 1 節 防疫対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第2 2 節 河川防災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部地方整備局 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第2 3 節 砂防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 岐阜地方气象台 中部地方整備局 北陸地方整備局 施設等管理者</p> <p>3 略</p> <p>第2 4 節 農地防災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第2 5 節 治山対策</p> <p>1 方針 県内の林地の崩壊に伴う災害の復旧又は予防のため、治山事業実施方針に基づい</p>	<p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p>
---	--	---

<p>て、その積極的な事業実施を推進する。また、森林は、水源の <u>涵養、土砂の流出・崩壊</u>の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する。</p> <p><u>台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。</u></p> <p><u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>略</p> <p>2 実施責任者 中部森林管理局 県 <u>(林政部)</u></p> <p>3 略</p> <p>第26節 土地災害対策 第1項 土地災害対策 1 略 2 実施責任者 県 <u>(環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建設部)</u> 市町村</p> <p>3 実施内容 (1) 災害の未然防止 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。 また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。 <u>県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第2項 地盤災害対策 1 略 2 実施責任者 中部経済産業局 中部地方整備局</p>	<p>て、その積極的な事業実施を推進する。また、森林は、水源の <u>かん養、土砂の流出、崩壊</u>の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>略</p> <p>2 実施責任者 中部森林管理局 県 _____</p> <p>3 略</p> <p>第26節 土地災害対策 第1項 土地災害対策 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村</p> <p>3 実施内容 (1) 災害の未然防止 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。 また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第2項 地盤災害対策 1 略 2 実施責任者 中部経済産業局 中部地方整備局 県 _____</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う</p>
--	---	---

<p>県 <u>(健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部)</u></p> <p>3 略</p> <p>第27節 都市災害対策 第1項 都市計画</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(都市建築部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第28節 地下街等保安対策 第1項 地下道等保安対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部近畿産業保安監督部 県 <u>(危機管理部、県土整備部、都市建築部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 地下街等の所有者 ガス事業者</p> <p>3 略</p> <p>第2項 地下空間浸水対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、県土整備部、都市建築部)</u> <u>県警察</u> 市町村 地下空間の所有者等</p> <p>3 略</p> <p>第29節 建築物災害予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、都市建築部)</u> 市町村 建築物の設置者、管理者</p> <p>3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) <u>空き家等</u>の状況の確認 市町村は、平常時より、災害による被害が予測される<u>空き家等</u>の状況の確認に努めるものとする。</p>	<p>3 略</p> <p>第27節 都市災害対策 第1項 都市計画</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第28節 地下街等保安対策 第1項 地下道等保安対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部近畿産業保安監督部 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 地下街等の所有者 ガス事業者</p> <p>3 略</p> <p>第2項 地下空間浸水対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ _____ 市町村 地下空間の所有者等</p> <p>3 略</p> <p>第29節 建築物災害予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村 建築物の設置者、管理者</p> <p>3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) <u>空き家等</u>の状況の確認 市町村は、平常時より、災害による被害が予測される<u>空き家等</u>の状況の確認に努めるものとする。</p>	<p>修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>
---	--	---

<p>第30節 防災営農対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（農政部）</u> 市町村 農業団体</p> <p>3 略</p> <p>第31節 ライフライン施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建設部）</u> 市町村 ライフライン事業者</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(2) 略</p> <p>(3) 電気施設 電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>a 電力供給施設の安全性の確保 b 防災資機材及び緊急資機材の整備 c 要員の確保 d 被害状況収集体制の整備 e 広域的相互応援体制の整備</p> <p><u>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4)から(10) 略</p> <p><u>(11) 連携体制の構築</u> <u>県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築する。</u></p> <p>第32節 文教対策</p> <p>第1項 文教対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（環境生活部、教育委員会）</u> 市町村（教育委員会） 学校等の経営者、管理者</p> <p>3 略</p> <p>第2項 文化財保護対策</p>	<p>第30節 防災営農対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 農業団体</p> <p>3 略</p> <p>第31節 ライフライン施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> <u>市町村</u> ライフライン事業者</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(2) 略</p> <p>(3) 電気施設 電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>a 電力供給施設の安全性の確保 b 防災資機材及び緊急資機材の整備 c 要員の確保 d 被害状況収集体制の整備 e 広域的相互応援体制の整備</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4)から(10) 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第32節 文教対策</p> <p>第1項 文教対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（</u>教育委員会） 市町村（教育委員会） 学校等の経営者、管理者</p> <p>3 略</p> <p>第2項 文化財保護対策</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	--	--

<p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（環境生活部）</u> 市町村 指定文化財等の所有者又は管理者</p> <p>3 略</p> <p>第33節 行政機関の業務継続体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（総務部、危機管理部）</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第34節 企業防災の促進</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、商工労働部）</u> 市町村 商工団体 各種企業</p> <p>3 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容 (1)から(4) 略 <u>(5) リスクの評価</u> <u>県及び市町村は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>第36節 航空災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部）</u> 県警察 市町村</p>	<p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 指定文化財等の所有者又は管理者</p> <p>3 略</p> <p>第33節 行政機関の業務継続体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第34節 企業防災の促進</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 商工団体 各種企業</p> <p>3 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容 (1)から(4) 略 <u>(新規)</u></p> <p>第36節 航空災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 県警察 市町村</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
---	---	---

<p>防災関係機関 航空運送事業者 放送事業者 道路管理者 日本赤十字社岐阜県支部</p> <p>3 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建設部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 鉄軌道事業者 放送事業者 道路管理者 日本赤十字社岐阜県支部</p> <p>3 略</p> <p>第38節 道路災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部地方整備局 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者 放送事業者 日本赤十字社岐阜県支部</p> <p>3 略</p> <p>第39節 放射性物質災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 岐阜労働局 農林水産省 県 <u>(危機管理部、環境生活部、健康福祉部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 放射性物質を取り扱う事業者</p> <p>3 略</p>	<p>防災関係機関 航空運送事業者 放送事業者 道路管理者 日本赤十字社岐阜県支部</p> <p>3 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 鉄軌道事業者 放送事業者 道路管理者 日本赤十字社岐阜県支部</p> <p>3 略</p> <p>第38節 道路災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部地方整備局 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者 放送事業者 日本赤十字社岐阜県支部</p> <p>3 略</p> <p>第39節 放射性物質災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 岐阜労働局 農林水産省 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 放射性物質を取り扱う事業者</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p>
--	---	---

<p>第40節 危険物等保安対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部近畿産業保安監督部 県 <u>(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 危険物等の貯蔵・取扱事業者及び団体 道路管理者 放送事業者 日本赤十字社岐阜県支部 地域住民</p> <p>3 略</p> <p>第41節 林野火災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 自衛隊 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、林政部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 森林組合 林野の所有者、管理者 道路管理者 放送事業者 日本赤十字社岐阜県支部 民間企業 地域住民</p> <p>3 略</p> <p>第42節 大規模な火事災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者 放送事業者 事業者</p>	<p>第40節 危険物等保安対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部近畿産業保安監督部 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 危険物等の貯蔵・取扱事業者及び団体 道路管理者 放送事業者 日本赤十字社岐阜県支部 地域住民</p> <p>3 略</p> <p>第41節 林野火災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 自衛隊 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 森林組合 林野の所有者、管理者 道路管理者 放送事業者 日本赤十字社岐阜県支部 民間企業 地域住民</p> <p>3 略</p> <p>第42節 大規模な火事災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者 放送事業者 事業者</p>	<p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p>
---	--	---

<p>日本赤十字社岐阜県支部 地域住民</p> <p>3 略</p> <p>第43節 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、農政部、林政部、県土整備部)</u> 市町村 防災関係機関 事業者</p> <p>3 実施内容 (1)から(2) 略 (3) 代替電源の確保 県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。 県及び市町村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする <u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。</u></p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 災害対策本部</p> <p>1 県本部</p> <p>(1) 設置基準 県本部は、次の場合に設置する。 ア 災害が発生し、又は発生危険性が切迫し、県内の広範囲にわたって大規模な被害又は局地的に甚大な被害（※注）が予想されるとき (※注) <u>大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現したとき</u> イ 災害救助法を適用する災害が発生したとき ウ 県知事が必要と認めたとき</p> <p>(2) 本部の場所 県本部は、県庁5階<u>に設置する。なお、県庁舎がその使用に耐えない時やその使用制限を余儀なくされる時は、県防災交流センター等</u>において県本部を設置する。</p> <p>(3) 警戒準備体制、警戒体制 県は、県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県本</p>	<p>日本赤十字社岐阜県支部 地域住民</p> <p>3 略</p> <p>第43節 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村 防災関係機関 事業者</p> <p>3 実施内容 (1)から(2) 略 (3) 代替電源の確保 県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。 県及び市町村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする <u>(新規)</u></p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 災害対策本部</p> <p>1 県本部</p> <p>(1) 設置基準 県本部は、次の場合に設置する。 ア 災害が発生し、又は発生危険性が切迫し、県内の広範囲にわたって大規模な被害又は局地的に甚大な被害（※注）が予想されるとき (※注) <u>局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき</u> イ 災害救助法を適用する災害が発生したとき ウ 県知事が必要と認めたとき</p> <p>(2) 本部の場所 県本部は、県庁4階<u>の常設災害対策本部スペース</u>に設置する。なお、県庁舎が<u>被災しその通信機能等が使用に耐えない時</u> _____ は、県防災交流センター _____ において県本部を設置する。</p> <p>(3) 警戒準備体制、警戒体制 県は、県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県本</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>県と気象台の覚書改訂に伴う修正</p> <p>新庁舎移転に伴う修正</p>
---	---	---

<p>部を設置するための前段階として、警戒準備体制、警戒体制をとる。</p> <p>(4) 航空機の運用調整等</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する緊急対策チーム（ヘリ統制チーム）を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>ヘリ統制チームは、警察、消防、国土交通省、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>2から4 略</p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 市町村本部 略</p> <p>市町村は、市町村の地域内で<u>大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合</u>は、市町村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに市町村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>第5項から第7項 略</p> <p>第2節 災害対策要員の確保</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（総務部、危機管理部、健康福祉部、県土整備部）</u> <u>県警察</u> 各機関</p> <p>3 略</p> <p>第3節 ボランティア活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）</u> 市町村 社会福祉協議会 日本赤十字社岐阜県支部機関</p>	<p>部を設置するための前段階として、警戒準備体制、警戒体制をとる。</p> <p>(4) 航空機の運用調整等</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機_____の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する緊急対策チーム（ヘリ統制チーム）を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>ヘリ統制チームは、警察、消防、国土交通省、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2から4 略</p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 市町村本部 略</p> <p>市町村は、市町村の地域内で<u>局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合</u>は、市町村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに市町村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>第5項から第7項 略</p> <p>第2節 災害対策要員の確保</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> _____</p> <p>各機関</p> <p>3 略</p> <p>第3節 ボランティア活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> _____</p> <p>市町村 社会福祉協議会 日本赤十字社岐阜県支部機関</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>県と気象台の覚書改訂に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	---	--

<p>3 略</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 自衛隊 県 <u>(危機管理部)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) 災害派遣部隊の活動範囲</p> <p>アからク 略</p> <p>ケ <u>給食</u>及び給水 被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</p> <p>コ <u>入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></p> <p>カ 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。</p> <p>キ 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>ク その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p> <p>(5)から(9) 略</p> <p>第5節 災害応援要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(総務部、危機管理部、商工労働部、県土整備部)</u> 県警察 <u>(県公安委員会)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県による応援要請</p> <p>a 応援協定に基づく応援要請 県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定</p>	<p>3 略</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 自衛隊 県 _____ 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) 災害派遣部隊の活動範囲</p> <p>アからク 略</p> <p>ケ <u>炊飯</u>及び給水 被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。 <u>(新規)</u></p> <p>コ 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。</p> <p>キ 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>ク その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p> <p>(5)から(9) 略</p> <p>第5節 災害応援要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 (公安委員会) 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県による応援要請</p> <p>a 応援協定に基づく応援要請 県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	--	---

<p><u>又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定</u>に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>b 他の市町村に対する応援要請</p> <p>市町村は、当該市町村の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。</p> <p>県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。</p> <p><u>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>cからe 略 ウ 略 <u>(削除)</u></p> <p>(2)から(6) 略</p> <p>第6節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1 略 2 実施責任者 自衛隊 県 <u>(危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部)</u> 県警察 (県公安委員会) 市町村 道路管理者 3 略 第2項 輸送手段の確保 1 略 2 実施責任者 中部運輸局 県 <u>(危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部)</u> <u>県警察</u> 市町村 3 略</p> <p>第7節 通信の確保 1 略</p>	<p><u>に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。</u> 応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>b 他の市町村に対する応援要請</p> <p>市町村は、当該市町村の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。</p> <p>県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>cからe 略 ウ 略 <u>エ 応急対策職員派遣制度の活用</u> <u>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(2)から(6) 略</p> <p>第6節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1 略 2 実施責任者 自衛隊 県 _____ 県警察 (県公安委員会) 市町村 道路管理者 3 略 第2項 輸送手段の確保 1 略 2 実施責任者 中部運輸局 県 _____ _____ 市町村 3 略</p> <p>第7節 通信の確保 1 略</p>	<p>協定内容の補足に伴う修正</p> <p>2章災害予防から3章応急対策への記載に伴う修正</p> <p>3章応急対策から2章災害予防からへの記載に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	---	---

- 2 実施責任者
県（危機管理部、県土整備部）
県警察
 各機関

3 略

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1 略

- 2 実施責任者
 中部地方整備局
 名古屋地方気象台
 岐阜地方気象台

- 県（危機管理部、県土整備部）
 県警察
 市町村
 防災関係機関
 報道機関

- 3 実施内容
 (1) 警報等の発表及び解除
 ア 気象警報等
 略

○気象警報等の種類

種類	概要
特別警報	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

- 2 実施責任者
県
 各機関

3 略

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1 略

- 2 実施責任者
 中部地方整備局
 名古屋地方気象台
 岐阜地方気象台

- 県
 県警察
 市町村
 防災関係機関
 報道機関

- 3 実施内容
 (1) 警報等の発表及び解除
 ア 気象警報等
 略

○気象警報等の種類

種類	概要
特別警報	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる _____ 必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。
警報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける _____。
	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 _____ の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

所管の明確化に伴う修正

所管の明確化に伴う修正

気象庁の概要変更に伴う修正

注意報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として _____ あげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等」による災害のおそれについても注意が呼びかけられる。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意 _____ も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え _____ 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。

注意報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、 _____ 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等 _____ の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など」による災害のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意 _____ も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し _____、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。 _____ この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。

	岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>岐阜県</u> 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で <u>気象庁から</u> 発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

略

○大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫している警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

略

イからカ 略

(2) 警報の伝達体制

	岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において</u> 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で <u>岐阜県</u> 発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

略

○大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>(新規)</u> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>(新規)</u> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

略

イからカ 略

(2) 警報の伝達体制

気象庁のキキクル表示改修に伴う修正

ア 伝達系統
略

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報(浸水害) ・ <u>危険度分布(災害切迫)</u>	・大雨特別警報(土砂災害) ・ <u>危険度分布(災害切迫)</u>
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(<u>危険</u>)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(<u>危険</u>)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報(警報級の可能性)			

なお、県、市町村及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

県、市町村、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達するものとする。

a 気象警報等

ア 伝達系統
略

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	<u>大雨特別警報(浸水害)</u>	<u>大雨特別警報(土砂災害)</u>
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(<u>非常に危険</u>)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(<u>非常に危険</u>)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報(警報級の可能性)			

なお、県、市町村及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

県、市町村、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

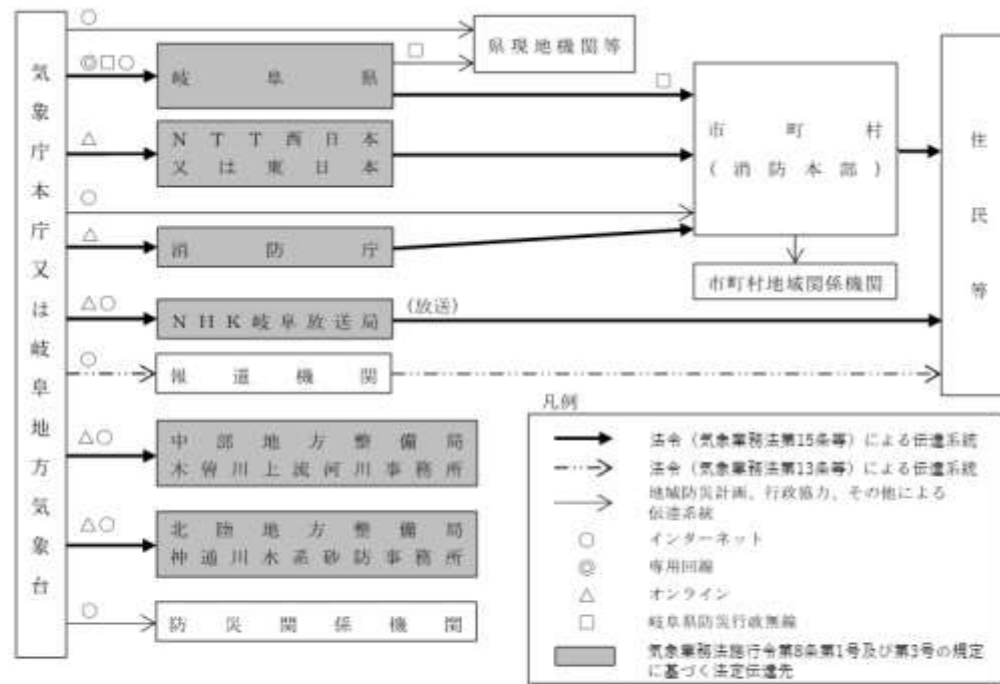
県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達するものとする。

a 気象警報等

避難情報に関するガイドラインの変更に伴う修正

県と気象台の覚書の改訂に伴う修正

気象警報等の伝達系統の変更に伴う修正



(注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

(削除)

略
 (3)から(4) 略

第9節 災害情報等の収集・伝達

- 1 略
- 2 実施責任者

県(各部局、教育委員会)

各機関

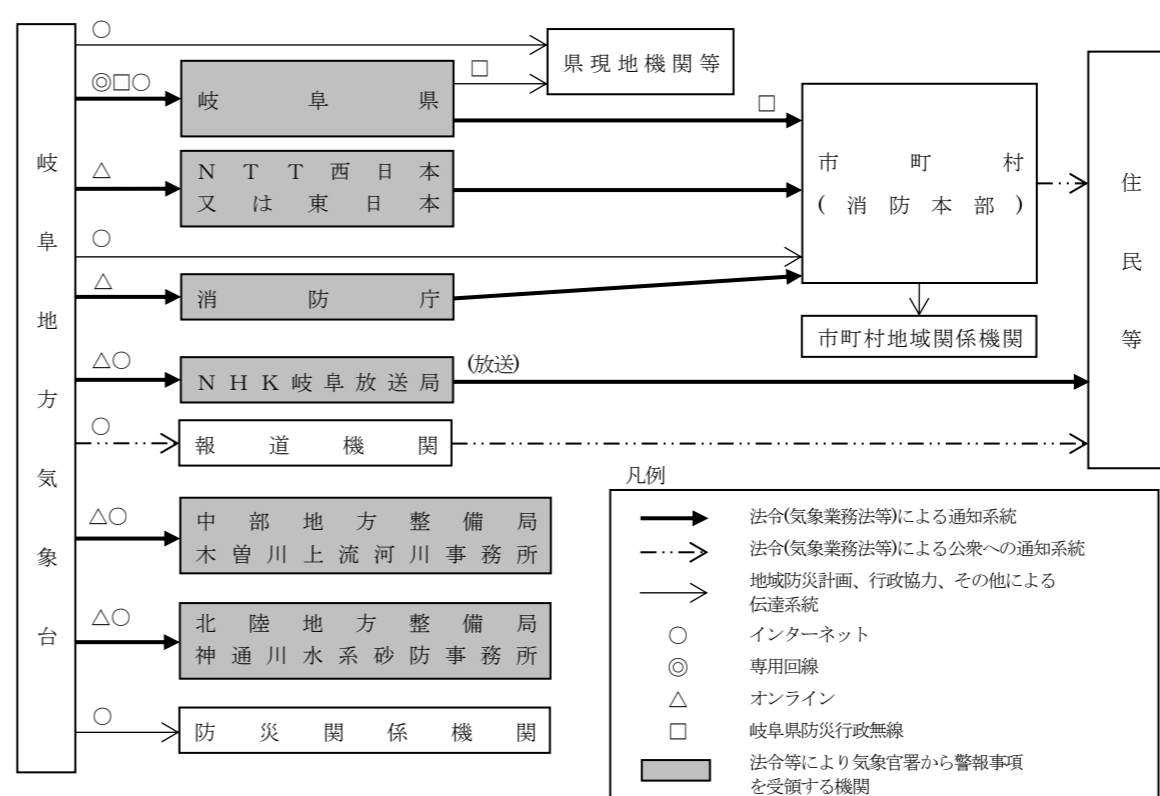
- 3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡手段

ア 情報の収集

県及び市町村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うもの



(注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

略
 (3)から(4) 略

第9節 災害情報等の収集・伝達

- 1 略
- 2 実施責任者

各機関

- 3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡手段

ア 情報の収集

県及び市町村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うもの

所管の明確化に伴う修正

<p>とする。 <u>市町村は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> 県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、<u>無人航空機（ドローン）</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>略 イ及びウ 略 (2)から(6) 略</p> <p>第10節 災害広報 1 略 2 実施責任者 県 <u>(秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部)</u> <u>県警察</u> 市町村 防災関係機関 報道機関 電気通信事業者</p> <p>3 実施内容 (1)から(7) 略 (8)安否不明者等の氏名等公表 県は、<u>要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、</u>県が定める手順に従い、<u>市町村等と連携の上、</u>安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。</p> <p>第11節 消防・救急・救助活動 1 略 2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部)</u> <u>県警察</u> 市町村 防災関係機関 危険物施設の所有者</p> <p>3 略</p> <p>第12節 水防活動 1 略 2 実施責任者 <u>県(県土整備部、都市建築部)</u> 市町村</p>	<p>とする。 <u>(新規)</u> 県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、<u>小型無人機（ドローン）</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>略 イ及びウ 略 (2)から(6) 略</p> <p>第10節 災害広報 1 略 2 実施責任者 県 _____ _____</p> <p>市町村 防災関係機関 報道機関 電気通信事業者</p> <p>3 実施内容 (1)から(7) 略 (8)安否不明者等の氏名等公表 県は、<u>救助・捜索活動等に資すると認められる場合には、</u> _____ 県が定める手順に従い、 _____ 安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。</p> <p>第11節 消防・救急・救助活動 1 略 2 実施責任者 県 _____ _____</p> <p>県警察 市町村 防災関係機関 危険物施設の所有者</p> <p>3 略</p> <p>第12節 水防活動 1 略 2 実施責任者 _____</p> <p>市町村</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>名称の統一に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
---	---	--

<p>水防管理団体 水防管理者 河川管理者 ダム、ため池、水門、こう門等の管理者 土地改良区</p> <p>3 略</p> <p>第13節 雪害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 中部地方整備局 県 <u>(危機管理部、県土整備部)</u> <u>県警察</u> 市町村 中日本高速道路株式会社</p> <p>3 実施内容 アからエ 略</p> <p>オ 道路啓開等 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。 <u>道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u> 県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>第14節 火山災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 気象庁 岐阜地方気象台 県 <u>(秘書広報部門、危機管理部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 火山防災協議会</p> <p>3 実施内容 (1)噴火警報等の種類と発表および伝達 ア 噴火警報・予報</p>	<p>水防管理団体 水防管理者 河川管理者 ダム、ため池、水門、こう門等の管理者 土地改良区</p> <p>3 略</p> <p>第13節 雪害対策</p> <p>11 略</p> <p>2 実施責任者 中部地方整備局 県 _____ 市町村 中日本高速道路株式会社</p> <p>3 実施内容 アからエ 略</p> <p>オ 道路啓開等 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。 <u>(新規)</u> 県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>第14節 火山災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 気象庁 岐阜地方気象台 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 火山防災協議会</p> <p>3 実施内容 (1)噴火警報等の種類と発表および伝達 ア 噴火警報・予報</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	--	---

(ア) から (イ) 略
(ウ) 噴火警報レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規 制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて <u>高齢者等の要配慮者の避難の準備等</u> 。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。 <u>(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)</u>	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山で あることに 留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

(ア) から (イ) 略
(ウ) 噴火警報レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規 制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて <u>要配慮者の避難準備等</u> 。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山で あることに 留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

表現の変更に伴う修正

(エ) 略

イ 噴火速報
気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうため、以下の場合に発表

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

(エ) 略

イ 降灰予報
気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報(定時)
噴火警報発表中の火山で、噴火により住民生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、事前に対策がとれるようにするために、定期的(3時間ごと)に発表。噴火発生の有無によらず、定期的(3時間ごと)に発表し、噴火が発生したときに予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと18時間先まで提供

(イ) 降灰予報(速報)
事前に計算した結果を用い、即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるよう発表する降灰予報。噴火発生後、速やかに(5~10分程度で)発表し、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について提供

(ウ) 降灰予報(詳細)

記載順位変更に伴う修正

<p><u>ウ 火山の状況に関する解説情報（臨時）</u> <u>気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、または、噴火警報を公表し警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表</u></p> <p><u>エ 火山の状況に関する解説情報</u> <u>気象庁が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を公表し警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合に適時発表</u></p> <p><u>オ 降灰予報</u> <u>気象庁が、噴火に伴う火山灰の降灰量分布や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表。以下の3種類がある。</u> <u>(ア) 降灰予報（定時）</u> <u>噴火警報発表中の火山で、噴火により住民生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、噴火発生の有無によらず定期的（3時間ごと）に発表。噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと18時間先まで提供</u> <u>(イ) 降灰予報（速報）</u> <u>噴火が発生した火山に対し、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u></p>	<p><u>噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動をとることができるように発表する降灰予報。噴火発生後、20～30分程度で発表し、噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻について提供</u></p> <p><u>ウ 火山現象に関する情報等</u> <u>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</u> <u>(ア) 火山の状況に関する解説情報</u> <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合に、適時発表</u> <u>(イ) 火山の状況に関する解説情報（臨時）</u> <u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある場合、またはその判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表</u> <u>(ウ) 噴火速報</u> <u>登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表</u> <u>(エ) 火山活動解説資料</u> <u>写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表</u> <u>(オ) 月間火山概況</u> <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表</u> <u>(カ) 噴火に関する火山観測報</u> <u>噴火が発生したときに、噴火が発生したことや噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を発表</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	
--	---	--

(ウ) 降灰予報 (詳細)

噴火が発生した火山に対し、降灰予測計算 (数値シミュレーション) を行い、噴火発生後 20~30 分程度で発表。噴火発生から 6 時間先まで (1 時間ごと) に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

カ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等について発表する情報等

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表

(イ) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめ、毎月上旬に発表

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、噴火が発生したことや噴火の発生時刻・噴煙高度等の情報を直ちに発表

(2) 噴火警報等の伝達体制 略

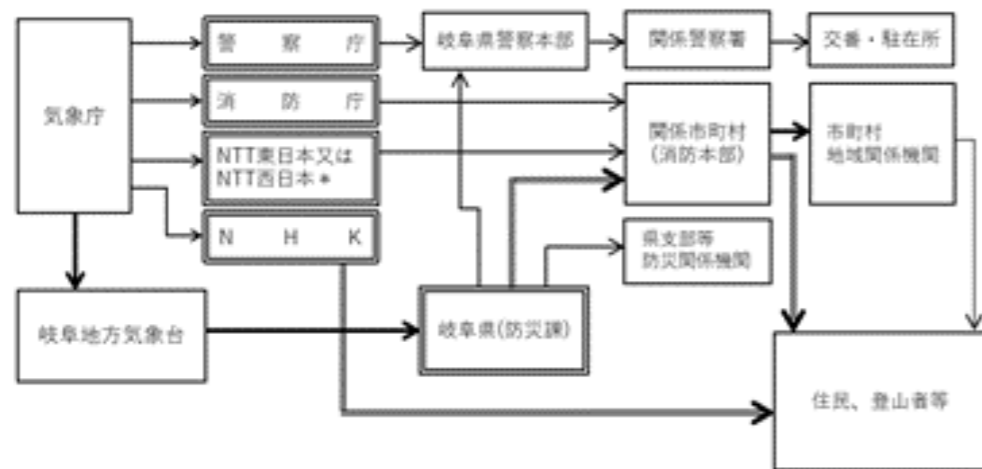
アからイ 略

(3) 通信連絡体制 略

アからオ 略

(4) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 略

<噴火警報等の伝達系統図>



注 1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。

注 2) 特別警報が発表された場合、県から関係市町村への通知、及び市町村から住民への周知の措置が義務づけられており、二重線で示すルートにより伝達する。

注 3) 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報 (臨時) 及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第 12 条によって、通

(新規)

(2) 噴火警報等の伝達体制 略

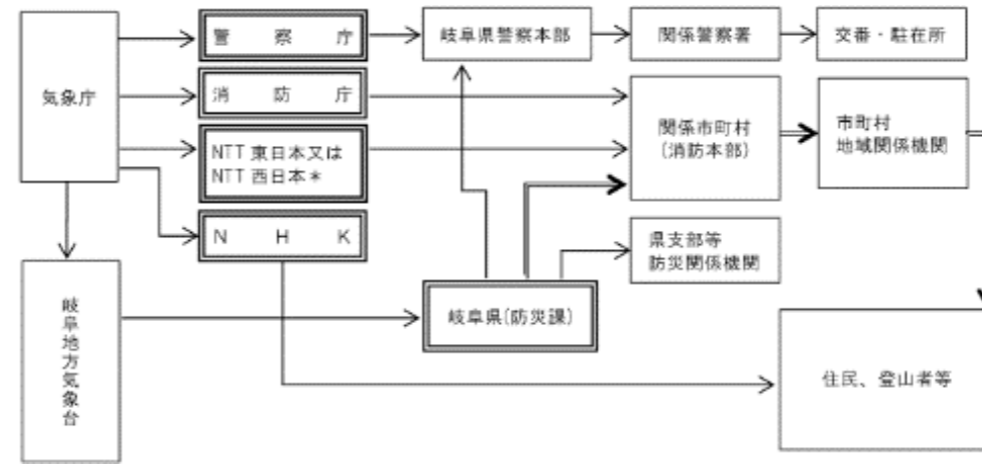
アからイ 略

(3) 通信連絡体制 略

アからオ 略

(4) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 略

<噴火警報等の伝達系統図>



注 1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。

注 2) 特別警報が発表された場合、県から関係市町村への通知、及び市町村から住民への周知の措置が義務づけられており、二重線で示すルートにより伝達する。

(新規)

火山防災避難計画との整合性に伴う修正

報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

* N T T 東日本又は N T T 西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

別表3 御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】 歴史記録なし
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報(火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて <u>高齢者等</u> の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等 <u>危険な地域への立入規制等</u> 。	・大きな噴石の飛散や火砕流が <u>1 km</u> を超える噴火が発生すると予想されるが、 <u>居住地域に</u> 重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日： 剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が <u>1 km</u> を超える可能性があるとして予想。ただし、 <u>4 km</u> を超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ・大きな噴石や火砕流が <u>1 km</u> を超えて到達する噴火が発生。ただし、 <u>居住地域に</u> 重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】 2014年9月27日 _____ <u>剣ヶ峰南西側斜面で噴火。大きな噴石が火口列から1 km 程度の範囲に飛散。火砕流が火口列から南西方向に約2.5km、北西方向に約1.5kmまで流下</u>
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・地震活動の高まりや地殻変動、 <u>火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火の発生等</u> により、 <u>火口から約1 km 以内に</u> 影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 <u>2014年9月：</u> <u>火山性地震が一時的に増加、低周波地震も発生</u> 2007年3月後半： 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月：

* N T T 東日本又は N T T 西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る

別表3 御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】 歴史記録なし
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報(火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて <u>要配慮者の避難準備等</u> 。登山禁止・入山規制等、 <u>危険な地域への立入規制等</u> 。	・大きな噴石の飛散が <u>概ね1 km</u> を超える噴火が発生すると予想されるが、 <u>概ね4 km を超える範囲に</u> 重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日： 剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が <u>概ね1 km</u> を超える可能性があるとして予想。ただし、 <u>概ね4 km</u> を超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ・大きな噴石が <u>概ね1 km</u> 以上飛散する。ただし、 <u>概ね4 km</u> を超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】 2014年9月27日(※詳細は調査中)
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・地震活動の高まりや地殻変動等により、 <u>小規模噴火の発生</u> が予想される 【過去事例】 — — 2007年3月後半： 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月：

令和4年4月の御嶽山の噴火警戒レベル改定に伴う修正

					<p>山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加</p> <p>1991年5月中旬： 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰</p> <p>1991年4月～7月： 火山性地震・微動の増加</p> <p>・<u> </u>噴火が発生し、火口から<u>約</u>1km以内に大きな噴石が飛散する</p> <p>【過去事例】 歴史記録なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	<p>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</p> <p><u>住民は通常の生活。</u> 状況に応じて火口内への立入規制等(2023年3月現在、地元自治体が一部の登山道を除き、<u>地獄谷火口</u>から概ね<u>500m</u>まで立入規制中)。</p>	<p>火山活動は静穏、状況により<u> </u>火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり</p>

					<p>山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加</p> <p>1991年5月中旬： 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰</p> <p>1991年4月～7月： 火山性地震・微動の増加</p> <p>・<u>小規模</u>噴火が発生し、火口から<u>概ね</u>1km以内に大きな噴石が飛散する</p> <p>【過去事例】 歴史記録なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	<p>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</p> <p><u> </u> <u> </u> 状況に応じて火口内への立入規制等(2022年3月現在、地元自治体が一部の登山道を除き、<u>火口</u>から概ね1kmまで立入規制中)。</p>	<p>・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり</p>

注1) 略

注2) 略

注3) 過去事例は、2014年事例を踏まえて最新の科学的知見を反映した新たな「御嶽山の噴火警戒レベル判定基準」に基づく。

※ 略

注1) 略

注2) 略

注3) 過去事例のうち、2014年9月27日に発生した噴火のレベルについては、今後、御嶽山火山防災協議会における検討・協議を経て確定することとなる。

※ 略

別表4 焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<p>・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。</p> <p>【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<p>・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。</p> <p>【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)</p>
警報	噴火警報	火口から居住地域	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合に)	住民は通常的生活。状況に応じて <u>高齢者等</u> の要配慮者の避難の準備等。	<p>・大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2km以内に噴石が飛散。</p> <p>【過去事例】 1915年：水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から概ね1km</p>

別表4 焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<p>・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。</p> <p>【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備 <u> </u> が必要。	<p>・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。</p> <p>【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)</p>
警報	噴火警報	火口から居住地域	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合に)	住民は通常的生活。状況に応じて <u> </u> <u> </u> 要配慮者の避難 <u> </u> 準備等。	<p>・大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2km以内に噴石が飛散。</p> <p>【過去事例】 1915年：水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から概ね1km</p>

表現の変更に伴う修正

表現の変更に伴う修正

報 (火口周辺) または火口周辺警報	近くまで		は生命に危険が及ぶ噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	以内で倒木	
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 【過去事例】 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散	・小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石が飛散。 【過去事例】 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散	
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は <u>通常の生活</u> 。 状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

報 (火口周辺) または火口周辺警報	近くまで		は生命に危険が及ぶ噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	以内で倒木	
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 【過去事例】 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散	・小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石が飛散。 【過去事例】 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散	
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	— — 状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

表現の変更に伴う修正

別表5 白山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 【過去事例】 歴史記録なし	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。 【過去事例】 歴史記録なし	融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。
警報	噴火警報(火口)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生する。	住民は通常の生活。状況に応じて <u>高齢者等の要配慮者の避難の準備等</u> 。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から <u>概ね4km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下する</u> ような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 2200年前の噴火：溶岩流が約7km流下(白水滝溶岩)、 <u>火砕流</u> 、溶岩ドームの形成

別表5 白山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 【過去事例】 歴史記録なし	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備 <u>等</u> が必要。 【過去事例】 歴史記録なし	融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。
警報	噴火警報(火口)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生する。	民は通常の生活。状況に応じて <u>要配慮者の避難準備等</u> 。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から <u>概ね4km以内に噴石を飛散させる噴火</u> が発生、または予想される。 【過去事例】 2200年前の噴火：溶岩流が約7km流下(白水滝溶岩)、溶岩ドームの形成

令和4年4月の白山の噴火警戒レベルに伴う修正

周辺) または 火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	と予想される。	1554～56年： マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
			火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 ・火口から <u>概ね2km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火</u> が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年：翠が池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、軽石
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 住民は通常の生活。 状況に応じて火口内への立入規制等 ・火山活動は静穏、状況により <u>火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。</u> 【過去事例】 2005年、 <u>2014年12月、2017年11月、2020年6月、2021年9月</u> ：地震活動活発

周辺) または 火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	と予想される。	1554～56年： マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
			火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 ・火口から <u>概ね2km以内に噴石を飛散させる噴火</u> が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年：翠が池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、軽石
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 住民は通常の生活。 状況に応じて火口内への立入規制等。 ・火山活動は静穏、状況により <u>山頂火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。</u> 【過去事例】 2005年： <u>地震活動活発</u> 2014年12月： <u>地震活動活発</u> 2017年11月： <u>地震活動活発</u> 2020年6月： <u>地震活動活発</u>

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 火口とは、想定火口域をいう。

※このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める

別表6 乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地及びそれより火口側)	居住地及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火が切迫している。 【過去事例】 約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火 ・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達。 【過去事例】 歴史記録なし
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報	火口から居住地	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合に)	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。住民は通常の	・火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし

別表6 乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地及びそれより火口側)	居住地及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火が切迫している。 【過去事例】 約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火 ・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達。 【過去事例】 歴史記録なし
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報	火口から居住地	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合に)	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし

表現の変更に伴う修正

報 (火口 周 辺) ま た は 火 口 周 辺 警 報	近く まで		は生命に危険 が及ぶ噴火 が発生、ある いは発生する と予想される。	生活。 状況に応じて <u>高齢者等</u> の要 配慮者の避難 準備等。	・噴火が発生し、火口から概ね 4km 以内に大きな噴石の 飛散や火砕流、溶岩流が流下。 【過去事例】 歴史記録なし
	火口 周辺	2 (火口周 辺規制)	火口周辺に影 響を及ぼす (この範囲に 入った場合に は生命に危険 が及ぶ)噴火 が発生、ある いは発生する と予想される。	火口周辺への立 入規制等。 住民は通常の生 活。	・火口から概ね 1km 以内に大きな噴石が飛散する ような噴火が 予想される。 【過去事例】 歴史記録なし ・噴火が発生し、火口から概ね 1km 以内に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 歴史記録なし
予 報	噴 火 予 報	火口 内等	1 (活火山 であるこ とに留意)	火山活動は静 穏。 火山活動の状 態によって、 火口内で火山 灰の噴出等が 見られる(こ の範囲に入っ た場合には生 命に危険が及 ぶ)。 <u>住民は通常の 生活。</u>	・火山活動は静穏。

報 (火口 周 辺) ま た は 火 口 周 辺 警 報	近く まで		は生命に危険 が及ぶ噴火 が発生、ある いは発生する と予想される。	住民は通常の生 活。 状況に応じて <u>要 配慮者の避難 準備等。</u>	・噴火が発生し、火口から概ね 4km 以内に大きな噴石の 飛散や火砕流、溶岩流が流下。 【過去事例】 歴史記録なし
	火口 周辺	2 (火口周 辺規制)	火口周辺に影 響を及ぼす (この範囲に 入った場合に は生命に危険 が及ぶ)噴火 が発生、ある いは発生する と予想される。	火口周辺への立 入規制等。 住民は通常の生 活。	・火口から概ね 1km 以内に大きな噴石が飛散する ような噴火が 予想される。 【過去事例】 歴史記録なし ・噴火が発生し、火口から概ね 1km 以内に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 歴史記録なし
予 報	噴 火 予 報	火口 内等	1 (活火山 であるこ とに留意)	火山活動は静 穏。 火山活動の状 態によって、 火口内で火山 灰の噴出等が 見られる(こ の範囲に入っ た場合には生 命に危険が及 ぶ)。 — — 状況に応じて火 口内への立入規 制等。 <u>住民は通常の生 活。</u>	・火山活動は静穏。

第15節 県防災ヘリコプターの活用

- 略
- 実施責任者
県 (危機管理部)
市町村
- 略

第16節 孤立地域対策

- 略
- 実施責任者
県 (危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部)
市町村
- 略

第17節 災害救助法の適用

- 略
- 実施責任者
県 (危機管理部)
市町村
- 略

第18節 避難対策

- 略

第15節 県防災ヘリコプターの活用

- 略
- 実施責任者
県 _____
市町村
- 略

第16節 孤立地域対策

- 略
- 実施責任者
県 _____
市町村
- 略

第17節 災害救助法の適用

- 略
- 実施責任者
県 _____
市町村
- 略

第18節 避難対策

- 略

所管の明確化に伴う
修正

所管の明確化に伴う
修正

所管の明確化に伴う
修正

<p>2 実施責任者 自衛隊 <u>県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）</u> 県警察 市町村 防災関係機関 水防管理者</p> <p>3 実施内容 (1) 避難の指示 略</p> <p>ア 市町村長の措置 略 指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 <u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>イ及びカ 略 (1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難情報の解除 市町村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 <u>国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難情報解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等 市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう</u>努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>略</p> <p>オ及びカ 略 (6)から(11) 略</p>	<p>2 実施責任者 自衛隊 <u>県</u> 県警察 市町村 防災関係機関 水防管理者</p> <p>3 実施内容 (1) 避難の指示 略</p> <p>ア 市町村長の措置 略 指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <hr/> <p>イ及びカ 略 (1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難情報の解除 市町村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <hr/> <p>(4) 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等 市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>略</p> <p>オ及びカ 略 (6)から(11) 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>2章災害予防から3章災害応急への記載に伴う修正</p> <p>2章との記載事項整理に伴う修正</p>
--	--	--

<p>(12) 広域避難</p> <p>ア 市町村の役割</p> <p>市町村は、<u>災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき</u>、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 県の役割</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</p> <p><u>県は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p>略</p> <p>(13)から(14) 略</p> <p>第19節 食料供給活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 <u>(危機管理部、農政部)</u></p> <p>市町村</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 供給活動における配慮</p> <p>被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>略</p>	<p>(12) 広域避難</p> <p>ア 市町村の役割</p> <p>市町村は、<u>災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 県の役割</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>略</p> <p>(13)から(14) 略</p> <p>第19節 食料供給活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 _____</p> <p>市町村</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 供給活動における配慮</p> <p>被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>略</p>	<p>2章災害予防として記載することに伴う修正</p> <p>災害応急対策との記載することに伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
---	---	--

<p>(2)から(9) 略</p> <p>第20節 給水活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第21節 生活必需品供給活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、都市建築部)</u> 県警察 市町村 社会福祉協議会 社会福祉施設の設置者、管理者 住民</p> <p>3 略</p> <p>第23節 帰宅困難者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(危機管理部、商工労働部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第24節 応急住宅対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(危機管理部、都市建築部)</u> 市町村</p> <p>3 実施内容 (1) 住宅確保等の種別 住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。</p>	<p>(2)から(9) 略</p> <p>第20節 給水活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第21節 生活必需品供給活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 県警察 市町村 社会福祉協議会 社会福祉施設の設置者、管理者 住民</p> <p>3 略</p> <p>第23節 帰宅困難者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第24節 応急住宅対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 実施内容 (1) 住宅確保等の種別 住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	---	---

対 象 種 別		内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既 存 建 物 の 改 造 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
3 国庫資金融資	災 害 復 興 住 宅 融 資 自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	
	地 す べ り 等 関 連 住 宅 融 資	
4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。	
5 公営住宅建設	(1)災 害 公 営 住 宅 の 建 設 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	
	(2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設 一般の公営住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自 費 修 繕 被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資 自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)そ の 他 公 費 融 資 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1 自 費 除 去 被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除 去 費 等 の 融 資 自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災 害 救 助 法 に よ る 除 去 生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。	
	4 生 活 保 護 法 に よ る 除 去 保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。	

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、4 及び5 の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

(2)から(10) 略

(11) 適切な管理のなされていない空家等の措置

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措

対 象 種 別		内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既 存 建 物 の 改 造 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
3 国庫資金融資	災 害 復 興 住 宅 融 資 自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	
	地 す べ り 等 関 連 住 宅 融 資	
4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。	
5 公営住宅建設	(1)災 害 公 営 住 宅 の 建 設 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	
	(2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設 一般の公営住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自 費 修 繕 被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資 自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)そ の 他 公 費 融 資 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1 自 費 除 去 被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除 去 費 等 の 融 資 自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災 害 救 助 法 に よ る 除 去 生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。	
	4 生 活 保 護 法 に よ る 除 去 保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。	

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、4 及び5 の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

(2)から(10) 略

(11) 適切な管理のなされていない空き家等の措置

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措

表現の修正

字句の修正

<p>置を行うものとする。 (12) 略</p> <p>第25節 医療・救護活動 1 略 2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部)</u> 市町村 医療機関 3 略</p> <p>第26節 救助活動 1 略 2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部)</u> 県警察 (県公安委員会) 市町村 3 略</p> <p>第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 1 略 2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部)</u> 市町村 県警察 3 略</p> <p>第28節 防疫・食品衛生活動 第1項 防疫活動 1 略 2 実施責任者 県 <u>(健康福祉部)</u> 市町村 3 略</p> <p>第2項 食品衛生活動 1 略 2 実施責任者 県 <u>(健康福祉部)</u> 市町村 3 略</p> <p>第29節 保健活動・精神保健 1 略 2 実施責任者</p>	<p>置を行うものとする。 (12) 略</p> <p>第25節 医療・救護活動 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 医療機関 3 略</p> <p>第26節 救助活動 1 略 2 実施責任者 県 _____ 県警察 (公安委員会) 市町村 3 略</p> <p>第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 県警察 3 略</p> <p>第28節 防疫・食品衛生活動 第1項 防疫活動 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 3 略</p> <p>第2項 食品衛生活動 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 3 略</p> <p>第29節 保健活動・精神保健 1 略 2 実施責任者</p>	<p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p>
--	--	---

<p>県 <u>(健康福祉部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第30節 清掃活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(環境生活部)</u> 市町村</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 清掃方法 アからイ 略 ウ 災害廃棄物の発生への備え 略</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報のほか、<u>災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して</u>、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p>第31節 愛玩動物等の救援</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第32節 災害義援金品の募集配分</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(健康福祉部、出納事務局)</u> 市町村 日本赤十字社岐阜県支部 社会福祉法人岐阜県共同募金会</p> <p>3 略</p> <p>第33節 産業応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(商工労働部、農政部、林政部)</u> 各機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 観光客等の応急対策 ア 応急対策</p>	<p>県 _____ 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第30節 清掃活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 清掃方法 アからイ 略 ウ 災害廃棄物の発生への備え 略</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報<u>を</u> _____ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p>第31節 愛玩動物等の救援</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第32節 災害義援金品の募集配分</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村 日本赤十字社岐阜県支部 社会福祉法人岐阜県共同募金会</p> <p>3 略</p> <p>第33節 産業応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 _____各機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 観光客等の応急対策 ア 応急対策</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
---	--	--

<p>観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たる。</p> <p>イ及びウ 略 (3)から(5) 略</p> <p>第34節 公共施設の応急対策 1 略 2 実施責任者 <u>県（各部局、教育委員会）</u> 各管理機関 3 略</p> <p>第35節 ライフライン施設の応急対策 1 略 2 実施責任者 <u>県（秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、都市建築部）</u> 各機関 3 略</p> <p>第36節 文教災害対策 第1項 文教対策 1 略 2 実施責任者 <u>県（環境生活部、教育委員会）</u> 市町村（教育委員会） 学校等の経営者、管理者 3 略</p> <p>第2項 文化財、その他の文教関係の対策 1 略 2 実施責任者 <u>県（環境生活部、教育委員会）</u> 市町村 文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者 3 略</p> <p>第37節 災害警備活動 略</p> <p>第38節 航空災害対策 1 略</p>	<p>観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たる。<u>なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。</u></p> <p>イ及びウ 略 (3)から(5) 略</p> <p>第34節 公共施設の応急対策 1 略 2 実施責任者 <u>各管理機関</u> 3 略</p> <p>第35節 ライフライン施設の応急対策 1 略 2 実施責任者 <u>各機関</u> 3 略</p> <p>第36節 文教災害対策 第1項 文教対策 1 略 2 実施責任者 <u>県（<u> </u>教育委員会）</u> 市町村（教育委員会） 学校等の経営者、管理者 3 略</p> <p>第2項 文化財、その他の文教関係の対策 1 略 2 実施責任者 <u>県（<u> </u>教育委員会）</u> 市町村 文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者 3 略</p> <p>第37節 災害警備活動 略</p> <p>第38節 航空災害対策 1 略</p>	<p>2章災害予防として記載することに伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	--	--

<p>2 実施責任者 自衛隊 県 (<u>危機管理部、健康福祉部、県土整備部</u>) 県警察 市町村 防災関係機関 航空運送事業者 電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第39節 鉄道災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 (<u>危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建設部</u>) 県警察 市町村 防災関係機関 鉄軌道事業者 電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第40節 道路災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 (<u>危機管理部、健康福祉部、県土整備部</u>) 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者 電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第41節 放射性物質災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 国 県 (<u>危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部</u>) 県警察 市町村 防災関係機関 放射性物質貯蔵・取扱事業者</p>	<p>2 実施責任者 自衛隊 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 航空運送事業者 電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第39節 鉄道災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 鉄軌道事業者 電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第40節 道路災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者 電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第41節 放射性物質災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 国 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 放射性物質貯蔵・取扱事業者</p>	<p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p>
---	---	---

<p>電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第4 2 節 危険物等災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 危険物等取扱事業者 電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第4 3 節 林野火災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、林政部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 林業関係事業者 電気通信事業者 医療機関 住民</p> <p>3 略</p> <p>第4 4 節 大規模な火事災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 (消防機関) 防災関係機関 電気通信事業者 医療機関 道路管理者</p> <p>3 略</p> <p>第4 5 節 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p>	<p>電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第4 2 節 危険物等災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 危険物等取扱事業者 電気通信事業者 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第4 3 節 林野火災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 林業関係事業者 電気通信事業者 医療機関 住民</p> <p>3 略</p> <p>第4 4 節 大規模な火事災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 (消防機関) 防災関係機関 電気通信事業者 医療機関 道路管理者</p> <p>3 略</p> <p>第4 5 節 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p>	<p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p>
---	--	---

<p>第2節 公共施設災害復旧事業</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(各部署、教育委員会)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(各部署、教育委員会)</u> 市町村 県警察</p> <p>3 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 東海財務局岐阜財務事務所 <u>県(各部署、教育委員会)</u> 市町村 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 被災者生活再建支援法人 ハローワーク 日本銀行 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(商工労働部)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(農政部、林政部)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p>	<p>第2節 公共施設災害復旧事業</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 県警察</p> <p>3 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 東海財務局岐阜財務事務所 <u>県</u> 市町村 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 被災者生活再建支援法人 ハローワーク 日本銀行 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>
--	---	--